

安全衛生関係の助成（補助）金のご案内

（令和5年度）

近年の高年齢者の就労拡大により、高年齢労働者の労働災害が増えています。高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、「**エイジフレンドリー補助金**」をご活用ください。なお、**令和5年度からはコラボヘルスの取組も対象**となりました。

また、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「**受動喫煙防止対策助成金**」も設けられていますので、**職場環境改善による労働災害防止、人材確保等**に向け、是非ご活用ください。

（申請額が予算額に到達した場合、申請受付が締め切られますので、お早めにお申し込みください。）

● 「エイジフレンドリー補助金」（申請期間 6月12日～10月末日）

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者 （条件をすべて満たす事業者）	・ 労災保険に加入している中小企業事業主 ^(★) ・ 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	（事業主による健康診断の情報が、保険者に提供されていることが補助の前提となります） ・ 労災保険に加入している中小企業事業主 ^(★) ・ 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象 （※印は対象例）	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費 ※作業床や通路の段差解消 ※パワーアシストスーツの導入 ※熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置	コラボヘルス等の、労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 ※産業医、保健師等による健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、健康教育等 ※コラボヘルス実施のための、健康診断結果等を電磁的に保存・管理するシステムの導入
補助率・上限額	1/2 ・ 上限100万円（消費税除く）	3/4 ・ 上限30万円（消費税除く）

（★）次ページ下枠参照

- ・ 2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。（なお、2コース併せての上限額は100万円となります。）
- ・ 事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。
- ・ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者となり、中小企業事業者からの申請を受け審査等を行い、補助金の交付決定と支払を行います。（対策着手前の申請・交付決定後の対策着手が必要となります。）

お問い合わせは、こちらへ↓

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで
（エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>）

受付時間：平日10：00～12：00/13：00～16：00（土日祝休み）
（8月8日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く）



●「受動喫煙防止対策助成金」 (申請期間 ～令和6年1月31日)

対象事業者 (条件をすべて満たす事業者)	- 健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む - 労働者災害補償保険の適用を受けている中小企業事業主^(★)(下枠参照) - 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		
補助対象	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設における、①②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など		
		①喫煙専用室の設置・改修	②指定たばこ専用喫煙室の設置・改修
	設備要件	- 入口における風速が0.2 m/秒以上 - 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること - 煙を屋外または外部の場所に排気すること	- 入口における風速が0.2 m/秒以上 - 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること - 煙を屋外または外部の場所に排気すること
	喫煙外の使用	×	○
補助率・上限額	主たる産業分類が飲食店の事業者 …… 2/3 ・ 上限100万円 主たる産業分類が飲食店以外の事業者 … 1/2 ・ 上限100万円		

- 交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみです。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- 同じ事業場で複数の場所に措置(同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ)を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
- 措置に着手する前に申請し、交付決定後に措置に着手してください。

詳細はこちらへ⇒ 厚生労働省のホームページ 「受動喫煙防止対策助成金」

(申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど)



申請先は、京都労働局労働基準部健康安全課 TEL:075-241-3216です。(京都府内の事業場の場合)

(★) 中小企業事業主の範囲は、事業主(法人の場合は法人全体)が以下に該当する場合を指します。

主たる業種		対象となる中小企業事業主の要件(※)	
日本標準産業分類	(業種の例)	事業主全体の常時使用する労働者数	事業主全体の資本金または出資の額
小売業	小売店、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

(※) 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。